

公益財団法人大田区産業振興協会 Web サイトバナー広告掲載 取扱要綱

平成 27 年 3 月 2 日要綱第 59 号
産協事発 401 号理事長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人大田区産業振興協会(以下「協会」という。)が管理する Web サイトに民間事業者等のバナー広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(バナー広告の掲載位置)

第 2 条 バナー広告の掲載は、Web サイトのトップページのバナー広告枠内とする。

(バナー広告の規格及び掲載料金)

第 3 条 バナー広告の規格及び掲載料金は、次のとおりとする。

(1) 規格(1 枠当たり)

縦 50 ピクセル(固定)、横 172 ピクセル(固定)、
ファイルサイズ 20 キロバイト前後
ファイル形式 GIF 形式(アニメーション GIF 不可)

(2) 掲載料金については、要領に定めるものとし、協会から掲載可の決定通知と共に発送する請求書に基づき、掲載前に指定の口座に振込みにて規定の料金を全額支払うものとする。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、これを減免することができる。

(バナー広告の掲載期間)

第 4 条 バナー広告の掲載期間は、1 か月単位とする。

2 広告掲載者の要望がある場合、複数月の申込み及び掲載を認めることができる。ただし、複数年度にまたがる掲載は認められない。

(バナー広告掲載の申込み)

第 5 条 Web サイトにバナー広告を掲載しようとする者(以下、「掲載申込者」という。)は、Web サイトバナー広告掲載 申込書(別記 第 1 号様式)を理事長へ提出しなければならない。

2 申込みは、原則、掲載希望開始月の前々月の末日までとする。

(バナー広告の掲載決定等)

第 6 条 理事長は、前条の規定に基づく申込みがあったときは、速やかに審査のうえ広告掲載の可否を決定する。なお、可否の決定は、大田区における民間事業者等広告掲載基準第 4 条(平成 21 年 6 月 29 日経広発第 10091 号)の規定に準ずるものとする。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定をしたときは Web サイトバナー

一 広告掲載 可否決定通知書（別記 第 2 号様式）により掲載申込者に通知するものとする。

- 3 掲載可の決定通知を受けた掲載申込者は、協会の指定する方法により作成したバナー広告原稿を協会が指定した期日までに提出するものとする。なお、作成経費は、掲載申込者の負担とする。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

付 則

この要綱は平成 27 年 3 月 2 日から施行する。

付 則

この要綱は令和 3 年 6 月 1 日から施行する。